

夢洲 IR カジノに大阪市が約 800 億円負担

写真は第 5 回副首都推進本部(大阪府市)会議で配布された資料 4。会議を傍聴して、資料の説明を聞いて怒りが膨張してきた。廃棄物などで埋め立てられた夢洲の IR 事業用地で、土壌汚染・液状化対策、地中障害物撤去に約 790 億円が必要であり、それを「適性確保」と称して大阪市が全額負担する。

大阪市は夢洲などの市有地を民間に売却・賃貸する際、その後に土壌汚染などが見つかった場合、市が費用負担しない「瑕疵担保責任の免責」を契約に盛り込んできた。今回は何とか IR カジノを呼び込むために、資料のような「適性確保」として費用負担することにしたのである。具体的には、夢洲の土地造成事業を実施し、土地売却・賃貸収入などの事業経営に伴う収入からなる港営事業会計(特別会計)で負担。負担に必要な財源については、起債を充当し、土地賃貸収入等により償還。今後さらに精査のうえ、来年 2・3 月市会に債務負担行為に係る議案を提出予定。

松井市長はこれまで、IR カジノに公費を投入しないと明言してきた。それを「適性確保」といった理屈をつけ、大阪市が全額負担することに軌道修正したのである。会議では、過去の埋め立てが問題などと難癖をつける始末であった。港営事業会計は万博や IR カジノにより、予定した土地売却・賃貸収入が入らなくなり、厳しい収支見通しを迫られている。土壌汚染や液状化対策を広い土地で実施するわけで、市概算負担額が 790 億円より大幅に増えることも予想される。港営事業会計で対応できるのか、結局は一般会計に大きな影響を及ぼし、市民生活を圧迫するのではないか。

カジノ問題を考える大阪ネットワーク代表の桜田照雄・阪南大教授は、20 日の記者会見で次のように報告した(大阪民主新報 12 月 26 日)。夢洲には 1987 年から産業廃棄物、しゅんせつ土砂や建設残土が投入されてきたが、土壌汚染対策法に基づく廃棄基準が初めて定められたのは 19 年後の 2006 年だ。法規制がないなかで、埋め立て土砂は何でもありになっていた。土壌汚染対策をするというのが、夢洲に埋め立てられた汚染土壌をどこに持っていくのかという問題への言及が全くない。対策費用の約 800 億円について、汚染土壌の量や処理費用など積算の根拠を明らかにする必要がある。

汚染された土壌の上には商業用の建物を建てないのが常識だ。土地の評価額も激減し、夢洲への投資額 6 千億円を回収するめどが立たなくなる。大阪市の都市計画審議会が夢洲の用地を準工業地帯から商業地へ用途変更したが、汚染されていることは分かっていた。その事実をふたをして、夢洲開発ありき、万博・カジノありきの行政をやってきた。その責任を松井市長は取るべきだ。

(2021 年 12 月 28 日)

